

会議記録

高松市附属機関等の設置・運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	令和5年度第2回高松市障害者施策推進懇談会
開催日時	令和6年1月11日(木)14時00分～15時45分
開催場所	高松市役所 11階 114会議室
議題	(1)次期「たかまつ障がい者プラン」(案)について (2)その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
出席委員	坂井委員、伊藤委員、伊瀬委員、今橋委員、大島委員、川村委員、五郎丸委員、高橋委員、武田委員、田代委員、谷本委員、前田委員、湯浅委員
傍聴者	1人(定員3人)
担当課及び連絡先	障がい福祉課 管理係 (087)839-2333

会議の経過及び結果

次のとおり会議を開会し、議題について協議した。

1 開会

蓮井福祉事務所長兼障がい福祉課長挨拶
坂井会長が議長となり議事進行

2 議題

議題(1)次期「たかまつ障がい者プラン」(案)について

- ・資料1に沿って事務局から説明
- ・質疑応答

議題(2)その他

- ・資料2に沿って事務局から説明
- ・質疑応答

会議の経過及び結果

議題(1)次期「たかまつ障がい者プラン」(案)について

【質疑応答・意見等内容要旨】

(A委員) 資料1「第4章 重点課題の展開 ※目標管理事業 障がい者医療費の助成」について。高松市では、療育手帳Bまでが受けられる制度のことか。

(事務局) 障がい者医療費なので、身体障がい者と知的障がい者も含めた医療費のことである。障がい者施策として機能維持訓練等も行っているため、健康な状態を維持し、できるだけ病気にならないようにしていこうということを目指している。

(B委員) 1点目、障がい者や介護者の高齢化が進んでいるが、プランに基本的な考え方は盛り込まれているのか。

2点目、家族配慮に関する項目があり、介護保険にはレスパイト入院があるが、次期障がい者プランに、ヤングケアラーも含め、介護で疲弊する家族を休ませるための考え方は含まれるのか。

(事務局) 1点目、障害福祉サービスについて、既定の年齢に達すると介護保険のサービスと併存することになる。基本的な考え方としては、介護サービスと障害福祉サービスが重複する場合、介護サービスが優先される。しかし、全てを介護サービスでまかなうことはできないので、その部分を障害福祉サービスで対応している。

2点目、障がい者の家族のレスパイトについて、障害福祉サービスの中に、日中一時支援事業といったレスパイト目的でサービスを受けられるものがある。

(C委員) 「高齢化」という言葉は、次期障がい者プランに入れることを考えていないということか。

(事務局) 高齢者に係る施策については、本プランと同時進行で策定中の「第9期高松市高齢者保健福祉計画」で取り上げられることになる。65歳が来たら、障害福祉サービスから介護サービスに移行するが、情報が少ないからなのか、当事者はそのことをよく分かっていない人が多い。わかりやすく説明することに努める。

会議の経過及び結果

(事務局) 障害福祉サービスから介護サービスへの移行にあたり、利用者の手続き等の手間が発生するので、障害福祉サービスをそのまま受け続けられないのかと意見をいただく機会はよくある。

しかし、市ではなく、国の施策の問題になるので、機会を捉えて国に伝えるとともに、市では、ホームページ等で移行手続きについて、分かりやすく伝えていく。

(C委員) 「第4章 重点課題の展開 3相談体制と生活環境の整備 (1)相談体制・機能の充実」等を含めるのはどうか。

(事務局) 検討する。

(E委員) 障害福祉サービスと介護サービスの間ということで、若年性認知症について、精神疾患があり、B型事業所で就労訓練を受けている方がいるが、認知症が進行していく過程で、支援をするのがすごく難しい。50代で体力はあるが、認知機能が進行してしまうと、就労訓練を受け続けるのが難しくなっていく。介護保険サービスで対応になるのかというと、それは違うのではないかという意見もあり、若年性認知症の方は次期障がい者プランで、どういう受け取りをしたらいいのだろうか。

(事務局) 市内に数は少ないが、介護保険の事業所でありながら、障がい者も受け入れ可能な共生型の事業所がある。介護保険の指定を受けており、同時に、障害福祉サービスとして入ってもらう。この制度の周知に力を入れていく。

(F委員) 1点目、「第4章 重点課題の展開 5早期療育と学校教育の充実 (2)特別支援教育の充実」について。学校校舎等のバリアフリー化の拡充は大変ありがたい。学校で障がいのある子どもたちを教育しているが、家族の苦労が大変大きいと感じている。家族も含めた支援も充実させたい。

2点目、資料2「障がいのある方をサポートするときの災害対応のてびき」について。市民へ向けてのものだと思うが、重要な情報が盛り込まれているため、教職員研修等に生かしていきたいと考えている。今後どのような周知計画があるか知りたい。

会議の経過及び結果

- (C委員) 資料2 てびきについては、議題2 その他で、改めて議論する。
F委員の1点目の発言を補足する。「第4章 重点課題の展開 5早期療育と学校教育の充実」において、「(1)早期療育体制の充実」には家族支援に関する内容があるが、「(3)教育・福祉・保険・医療の連携体制の充実」には家族支援に関する内容が含まれていない。
- (事務局) 障がい者のみならず、障がい者を支える方への支援も大切なものと考えている。次期障がい者プラン策定の際に、表現を検討する。
- (C委員) 「第4章 重点課題の展開 ※目標管理事業 特別支援教育の推進事業」について。
個別の配慮が必要な児童生徒に対し、特性に応じた指導を行っている学校の割合が、令和4年度実績は小学校95.7%、中学校95.6%、令和8年度目標・見込量は小学校中学校ともに98%になっている。ということは、100校のうち2校は特別支援教育を行わなくても、高松市は特別支援教育を行いましたと言えることになる。2%に含まれる個別の配慮が必要な子どもたちは、特性に応じた指導がなされなくてもOKととられるのは、おかしいと思う。
- (事務局) 令和6年度から令和13年度を計画期間とする第3期の教育振興基本計画「特別支援教育の推進」の指標と同じものになっている。
指標のデータの取り方は、毎年行われている全国学力学習状況調査における学校質問紙調査によるものである。「よく行った」、「どちらかといえば行った」、「あまり行わなかった」、「全く行わなかった」の4件法において、肯定的な回答「よく行った」「どちらかといえば行った」の割合が、令和13年度目標数値を100%に設定しており、あいだを取って令和8年度の目標数値を98%にしている。
対象となる学年において、特別支援教育がなされたかどうかという指標の取り方になっており、令和5年度は中学校100%、小学校95.7%となっている。指導上の工夫を行ったかどうか、学校現場において認識の差が出ている。教育委員会としては当然100%を目指しており、早期に100%を設定する考え方もあるが、学校訪問等で指導を重ねつつ、順次固めていきたいというのが教育委員会の思いである。

会議の経過及び結果

(G 委員) 障がいのある子どもをもつ保護者としての意見だが、先生方が、特別支援学級に入っていない子どもを、一人一人の特性に応じて対応していくことは大変で、難しいことだとよく分かっている。しかし、100%と書いてほしい。

(C 委員) 憲法で保障されている教育であり、万人が教育を受ける権利があるにもかかわらず、2%は特別支援教育を受けられなくても仕方がないという目標を立てるのは、憲法違反にあたるのではないか。公に出してしまったら、それは違うだろうとならないか。

(B 委員) 行政としては、結果を先に予測して目標値を出したと思うが、あくまで目標値である。目標値を100%に設定して、結果、想定98%前後だったというのはいえる。目標値として設定する分には100%にすべきだと思う。

(事務局) 障がいのある生徒に対して特別支援教育を行ったかどうかではなく、障がいのあるなしに関わらず、個々の特性に応じた指導ができたかどうかが大切である。具体的には、板書や説明の仕方、教材の工夫等を「よく行った」「どちらかといえば行った」と、学校現場が自信を持って回答できるよう、教育委員会は指導している。しかし、対象が個人ではなく学年になること、回答者の主観に委ねられるところが大きいので、数値に揺らぎが出てしまう。当然、学校現場には100%を目指すべく指導しており、令和5年度に中学校においては100%を達成している。

しかし、100%を維持するのは容易ではなく、その時の対象学年や学校によって状況は異なる。教育委員会として引き続き、学校現場に指導を続けていくので、御理解いただきたい。

(C 委員) 事務局の考え方は、「授業の中で、個別の配慮が必要な児童生徒に対して特性に応じた指導を行っている学校の割合」という目標項目・見込項目との整合性が合わないと思う。この項目は、個別に配慮が必要な児童生徒がいると分かっており、その子の特性に応じた指導を行うということである。100%でないとは絶対だめだと思う。

会議の経過及び結果

事務局が言っているように、自信を持って「行っている」と言える学校が98%なら分かる。しかし、この項目は「自信を持って行っている」という項目ではない。対象となる子どもたちがクラスの中にいるのに、数値の揺らぎがあるので、行わない学校があっても仕方がない、と認めてしまってもよいのか。どの子も学ぶ権利があるわけで、その子に合わせて指導するのは、学校現場にとって当然のことだと思うのだが。

(F 委員) 特性に応じた指導を行っている学校の割合は、当然100%でなくてはならない。令和8年度目標・見込量は「目標」なので、我々や現場が責任を持って100%にしなければいけないと思うし、高松市行政としても100%を目指したい。パーセンテージの目標値を出すため、何を元にするということから考えていく必要のある項目である。

(H 委員) 事業所では、利用者に一人一人に合わせた個別支援計画を立てて、指導支援していかなければいけない。「10人中8人しかできません」と監査で報告はできない。10人いれば10人その方に合わせた個別支援計画立てて支援するよう、いつも指導している。

(A 委員) H委員の意見がよく分かる。モニタリングした時に、どれぐらいの満足度があるのかは検証すべきことではあるが、目標を立てるに当たり、100%にはならないのは、確かにあり得ない話だと思った。

学校への調査の取りまとめ段階で、理念や考え方を改めて共有することが必要ではないか。学校現場で色々な配慮を行っているが、実は理解されていないのだとすると、全体としての認識がまだ足りないということになる。目標を100%に設定するのはもちろんだが、何を意味しているのか確認する機会が必要だと思う。

(事務局) 令和4～5年度のデータで「全く行わなかった」と回答した学校は0%なので、何かしらの配慮は行っている。「どちらかというも行っていない」と回答した学校が1～2校あり、パーセンテージを引き下げている。御理解いただきたい。

会議の経過及び結果

- (C 委員) 理解はしたが、数値として98%と書くのは、理解できない人が大勢いるのではないか。教員が義務教育を果たさない学校が2%あっても良いと取られる可能性がある。義務教育は100%でなければいけないのではないか。教育委員会は98%だが、次期障がい者プランは100%にできないのか。
- (事務局) 市長部局として、教育委員会の数値をこの場で変更することはできない。教育委員会と調整させてほしい。
- (C 委員) 委員から98%でも仕方がないという意見は出てきていない。
人権の問題に関わってくる。教育を受ける権利を100%ではなくて、98%クリアしたら OK という目標を、高松市障害者施策推進懇談会が出したということになる。2%の子どもたちのことを考えたら、認めるわけにはいかない。
- (I 委員) 特別支援教育専門の教員やコーディネーターが各学校にいるにもかかわらず、100%になっていないことが、そもそもおかしいと感じる。
- (事務局) 目標管理事業は、数値を少しずつ上げて、又は下げて、最終的に目標を達成していくものを設定している。この項目は、毎年100%を目指す事業なので、目標管理事業から削除するのはどうか。
- (C 委員) 意見の相違があり、市民の目に触れたら困るので、非難されそうなので、という理由で項目を削除するのは違う。次期障がい者プランに必要だから、事務局案に含まれていた。必要だと思われたのに、障害者施策推進懇談会で議論になり、数値として書けないので削除するとすると、そもそも、重点課題の展開に「特別支援教育の充実」を出してきたこと自体がおかしいという話になる。
- (事務局) そういう意味で言ったわけではない。常に100%を目指していくべき施策であるにもかかわらず、令和8年度に100%にすればよいという誤解を与えかねないことから、目標管理事業としては適当なのかという意味であった。教育委員会とは調整する。

会議の経過及び結果

(A 委員) 「第4章 重点課題の展開 1障がいのある人の権利擁護 (5)犯罪被害・消費者被害の防止 高松刑務所との連携により、障がいのある受刑者に対し、障害福祉サービス等について説明することにより、障がいのある人による犯罪の再犯率を削減させます」についてだが、出所後、必要な支援に繋がらず、犯罪を繰り返してしまう人がいるので、受刑中に福祉に関する情報を提供するという意味合いだと受け取っている。非常に良い取り組みだと思う。

しかし、どう検証するのか疑問。再犯率を下げることは非常に大事なことだが、再犯率を下げるためにその人を入院させたらいい、という話ではない。その人が再犯せず、地域の中で自立して生活を送れるようになることが大事なので、「再犯率の削減」という表現ではなく、「福祉の支援が届き、再犯せず、一人一人が地域の中で生活できるよう支援する」という意味合いになればいいと思う。

(事務局) 検証については、ある刑務所で、障がいのある受刑者に対して、受刑中に障害福祉サービス等を説明する取り組みをしたところ、再犯率が下がった、という統計結果が出たと聞いている。高松刑務所でも取り入れ、障がい福祉課と連携をとり、受刑中の説明会を実施しているところである。

文言については、再犯率を下げることも大切だが、これだけが目的ではない。表現を改める。

(J 委員) 高松刑務所との連携で、受刑中に、障がいがあることを知ってもらって、福祉に繋がったり、ハローワーク等に繋がったりすることは、再犯を防止するのにすごくいい取り組みだと思う。受刑者の中には、知的障がいや療育手帳等について、適切な情報提供が必要な人がいると思う。

(K 委員) 「第4章 重点課題の展開 1障がいのある人の権利擁護 (4)成年後見制度の普及と利用促進」について。

私の事業所では、知的障がいのある子どもを持つ保護者からの相談が、昨年から増えていると感じる。今は保護者がいるから大丈夫だが、保護者が高齢になった時、子どもをどう守っていけばいいのか、どんな準備をしておけばいいのかという将来を見据えた相談である。

会議の経過及び結果

事業所の対応としては、保護者の話をたくさん聞き、今の時点ではこういう準備をしたらいい、子どもがもう少し大きくなったらこういう準備をしたらいい、と一緒に手順の整理をしている。

知的障がいのある方は、障害福祉サービスに繋がっていることが多いので、相談支援センター相談員と、障害福祉サービス事業所、権利擁護センターが連携して、子どもが幼いうちから、どういった支援ができるか検討していきたい。

(L 委員) 障がいのない子どもたちと障がいのある子どもたちが、いかに早い段階から一緒に育つかがとても重要。手足が不自由な子が、絵の具パレットを洗って教室に戻る時、水をポタポタ落としながら帰っていた。それを見たクラスメイトが、先生に言われてではなく、自主的に水を拭いてあげた、という話がある。目標値を設定するにあたって、たくさん話し合いが必要だと思うし、現実は大変難しいと思うが、目標は高く掲げてほしい。

(M 委員) 「第4章 重点課題の展開 2社会参加と交流の促進 (1)障がいへの理解の推進」について。

香川県のある委員会に出席しているが、最近、事業所と利用者間のトラブルが増えている。利用者の意見が主で取り上げられているので、一概には言えないが、クレームを聞くと、職員教育が足りないのではないかと、施設職員の意識を上げる必要があるのではないかと気になっている。

そうするとホームページでいくらオープンにしているとはいえ、一般社会へのPR方法や啓発方法を考えなければいけないと思う。

(事務局) 広報については、あらゆる媒体を使って、周知啓発に努めていく。

(C 委員) 事業所職員の質を高めるための工夫も必要である。

会議の経過及び結果

議題(2)その他

【質疑応答・意見等内容要旨】

(事務局) F 委員からの質問にあった「障がいのある方をサポートするときの災害対応のてびき」の配布先は、民生委員や出先機関、ホームページでのデータ掲載を考えている。現在、ホームページに「障がいのある方のための災害対応のてびき」を掲載しており、自由にダウンロードできるので、自身の好きなサイズで印刷が可能で、学校が自由に取込むことも可能である。

(D 委員) 昨年度、いろいろな避難所に訓練に行ったが、コミュニティセンターは、ほとんど2階にあり、車いすの方は大変である。先日の能登半島の地震で、体育館の床に寝ている方がいるようだが、地域のホテルを避難所として開設することはできないか。

(事務局) 石川県の地震の事例で、各種の施設が二次避難所として開設されつつあると聞いている。関係部署に提言を伝える。

(L委員) サポートしてくれる自分の身近な人や地域の人に、しっかりと伝えていくことが課題である。てびきを配るだけで終わらないよう、てびきを持ちながら訓練してみることが大事。

(事務局) 高松市は災害が比較的少ないので、防災意識が低くなりがちだが、市民に向けて啓発活動を強めたい。
てびきを作るだけではだめなので、活用方法を検討していく。